

平成30年 第2回教育委員会 会議録

日 時	平成30年2月13日（火） 午前10時～午前11時30分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事務局	教育部長、副部長兼文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、副部長兼生涯学習課長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹2名、中央公民館長、図書館長、天文館長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告 議案第1号「向日市議会平成30年第1回定例会の議決を経るべき議案に対する意見について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第1回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として「平成29年度向日市の教育の改訂について」の報告を願う。
事務局	— 平成29年度向日市の教育の改訂について — 【学校教育指導の重点分】 第1回教育委員会では、スケジュールや改訂の方針等について示したが、本日は具体的な内容案を示す。 資料は、市として重点的に取り組みたい事項等について追加修正した平成30年度向日市の教育の新旧対照表である。 今回の改訂・追加としては、平成32年度から、新しい学習指導要領に完全移行されることから、30年度、31年度は、その移行期として捉えているので、文言の修正等が多くなっている。 新旧対照表の1ページから2ページまでは、変更がない。 新旧対照表の3ページは、学習指導の充実が内容となる。 新学習指導要領については、全ての学習指導に関わってくる項目なので(1)に「新学習指導要領移行措置の確実な実施」という文言を挿入している。 そのことに伴い、番号修正で、(10)まで番号修正を行う。 あわせて、現在、(2)で示している「学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実」の中の「学習指導の改善・

事務局

充実」については、(1)と重複するので削除する。

平成29年度向日市の教育の3ページの右側に記載している「特に配慮すべき事項」の(4)では、「算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視」「目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視」の2項目を記載していたが、特に算数、数学、理科を重点的に実施しているものではなく、全教科を重要視していることから、この項目は削除する。

新旧対照表の4ページ、校種間連携の強化について、新学習指導要領に記載されているので、(1)の「小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実」の文言を削除する。

また、新しい学習指導要領において、新幼稚園教育要領や保育指針等との接続というのは非常に意識されたものであることから、赤字で示しているとおり、「幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた幼児と児童の交流の機会や」と「研究機会の充実」の文言を追加する。

新旧対照表の5ページから7ページまでは、変更がない。

新旧対照表の8ページは、教職員研修の充実が内容となる。

新旧対照表の4ページの(2)に平成30年度から挿入予定の校種間連携の強化の項目と内容が重複することから、8ページ(2)の「各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実」の文言は削除する。

あわせて、番号を(3)までに修正をしている。

【社会教育指導の重点分】

平成30年度社会教育指導の重点については、大きな変更は行わず、7ページの左の表に掲げている5つの大きな柱立てで、取組を進めていきたいと考えている。

内容について、新旧対照表の1ページと2ページでは、変更がない。

新旧対照表の3ページ、向日市の教育の8ページの部分の大きな柱の「家庭・地域社会の教育力の向上」の赤字の下線の部分を修正している。

これは、参考とした京都府の「平成30年度社会教育を推進するために」において、文言の追加が行われたことから、本市においても同様の文言の追加修正を行う。

修正としては、27年12月の中央教育審議会の答申を受け、「協働」という言葉を追加し、さらに、学校、家庭、地域が連携・協働を進めるためには、「よりよい社会をつくるという目標の共有を図る」ということが大切であることを強調するという内容となっている。

これらの文言の追加に伴い、文章を整理するため、文を2つに分ける形にしている。

次に、新旧対照表の4ページ、平成29年度向日市の教育の8ページの

	<p>大項目の2 地域社会の教育力の向上の中項目（1）の中の「学校支援地域本部事業」という文言について、「地域学校協働活動」という文言に修正する。</p> <p>これは国、府の補助事業名が変更となったことによるものである。</p> <p>【質疑等】</p> <p>学校教育指導の重点の新旧対照表の3 ページの算数、数学の部分の削除は、全教科に一律で力をいれているためということであるが、京都府学力診断テストの結果等を踏まえて、平成30年度に特に強化すべき教科を特に配慮すべき項目に入れておいてもいいと考える。</p> <p>委員</p> <p>学校教育指導の重点の新旧対照表の3 ページの算数、数学の部分の削除は、全教科に一律で力をいれているためということであるが、京都府学力診断テストの結果等を踏まえて、平成30年度に特に強化すべき教科を特に配慮すべき項目に入れておいてもいいと考える。</p> <p>事務局</p> <p>今後の修正で検討する。</p> <p>委員</p> <p>学校教育指導の重点の新旧対照表の8 ページの教職員研修の充実について、「各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実」は、校種間連携の項目の内容と重複しているため、文言を削除することだが、校種間連携と教職員研修の取組内容は同様であるが、目的や課題は異なるので削除する必要がないと考える。</p> <p>事務局</p> <p>整理のため、重複する内容は、省略している。</p> <p>学校教育指導の重点の新旧対照表の4 ページの校種間連携の強化の項目で「研究機会の充実」の文言を挿入したので、8 ページの「各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実」は削除している。</p> <p>今後の修正で検討する。</p> <p>委員</p> <p>学校教育指導の重点の新旧対照表の8 ページの教職員研修について、各教科の研修は、具体的にはこの中には盛り込まれていないということか。</p> <p>事務局</p> <p>意味としては、文言として入れていないだけである。</p> <p>委員</p> <p>新学習指導要領が平成32年度から完全に移行されることについて、移行期に向日市の小中学校で、特に配慮をして取り組むことはあるか。</p> <p>事務局</p> <p>保幼小連携の関係で、完全実施になっている保育指針と幼稚園指導要領や新しい学習指導要領での方向性が出ていることから、すでに連携が始められている取組はある。</p> <p>教科指導に従って、新しい学習指導要領の後期で、特に外国語活動や幼</p>
--	--

	<p>児教育などが移行期として始まるが、明確になっていないところがあるため明言を避け、「移行措置の確実な実施」という文言に含めている。</p>
委員	<p>学校教育指導の重点の新旧対照表の4ページのICT教育について、向日市ではどのような取組を行っているか。</p>
事務局	<p>小学校では、授業で学ぶ内容をICTモニターに示したり、児童生徒の書いたノートをモニターに映してクラス全員で共有したりする授業の組立てが浸透しつつある。</p> <p>中学校では、モニターがフロアに1台設置されているが、モニターが複数台あれば、授業等に活用できるとの話が出てきていることから、ICT活用が少しずつ進んできたと感じている。</p>
委員	<p>デジタル教科書とはどのようなものか。</p>
事務局	<p>デジタル教科書とは、国語などの教科で、文章が音読されたり、背景の絵が映ったりするものである。</p>
委員	<p>学校教育指導の重点の新旧対照表の7ページの体力・運動能力の向上について、小学校の体力テストの結果から、強化していくことが望ましい項目があったので、その対応策を組み込むほうが良いと考える。</p>
事務局	<p>「京の子どもの元気な体スタンダード」の活用や京都府で年に数回実施している研修に参加して新しい指導方法を学んだりしている。</p> <p>数年前から強化している項目であり、引き続き継続していくことから、新しい文言を追加していない。</p>
委員	<p>学校教育指導の重点の新旧対照表の4ページの現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実について、この項目では、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成」と大きな目標を設定しているが、それに対して、特に配慮すべき項目が「新聞の活用」だけというのはバランス的に違和感がある。</p> <p>新聞の活用はそのとおりだと思うが、具体的な項目を増やしても良いのではないかと感じる。</p>
事務局	<p>この項目では、自分の意見を持つ、自分の意見を述べるということを目指している。</p> <p>主権者教育としての目標は、自分の思いを持ったり、人の意見を聞いたりとるところから始まり、自分の意見を述べることなど、年齢に合わせた成長を促すことである。</p>

	<p>その中で新聞は、教材として出てくるものであり、1つの媒体として新聞を読んだり、自分で新聞を作ったりして成長を促す。</p> <p>教材として使えるので、新聞の活用としているが、文言等については、今後、検討する。</p>
委員	<p>社会教育指導の重点の新旧対象表の3・4ページのインターネット・SNSの正しい利活用について、いじめなどネガティブなことに使用しないことを教える教育も大切であるが、生活が豊かになったり、役に立ったりする効率のいい使い方などのメリットもしっかり教えることも大切であると考えます。</p>
事務局	<p>家庭教育講座、PTA、社会教育関係団体と連携して行う講演会などで、携帯電話の専門家による技術的な内容で理解を深めるための取組等を行っている。</p>
教育長	<p>正しい利活用には、児童生徒にとって危険が及ばないように、個人情報の取扱いや不正請求などについて、理解を深めることが大切である。</p>
委員	<p>教育の現場が非常に複雑で多様化していく中で、子供を健やかに育てる一番基本的なことを根幹にして取り組まなければならない。</p>
委員	<p>学校教育指導の重点の新旧対照表の4ページの校種間連携の強化について、小中や小小連携の他に中中連携なども記載しないのはなぜか。</p>
事務局	<p>小中と小小連携は、主に実施している取組になる。</p> <p>なお、次の項目に保幼小について記載しているのは、所管や法律が異なるので、分かりやすくするために区分した</p>
教育長	<p>次に、「平成29年度 第2回いじめ調査の概要について」の報告を願う。</p>
事務局	<p>— 平成29年度 第2回いじめ調査の概要について —</p> <p>昨年の11月と12月に京都府のいじめ調査に合わせ、本市の小中学校でも第2回はいじめ調査を行った。</p> <p>調査後、本市では、全ての学校で個別の面談を併せて実施し、その結果が1月に集まったので、その概要を報告する。</p> <p>まず、1番では、1回目及び2回目の調査の認知、未解消、解消の件数を昨年度と比較した表を示した。</p> <p>認知件数について、小中学校の年間合計は、平成29年度1,698件、平成28年度1,566件であった。</p>

第1回調査では、29年度が、小学校で871件、中学校で66件、そのうち未解消件数は、小学校で5件、中学校で14件であった。

また、解消件数は、小学校で715件、中学校で52件であった。

第2回調査では、29年度が、小学校で707件、中学校で54件、そのうち未解消件数は、小学校で669件、中学校で53件であった。

また、解消件数は、小学校で38件、中学校で1件であった。

1回目と2回目を比較すると、未解消件数が増加している。

これは、2回目の調査から、国の方針で解消は3か月程度の時間を置くこととされているため、調査をしたときの面談から3か月経過していないものは解消に入れず、全て未解消として取り扱っているからである。

平成25年度から平成29年度までの認知・解消件数の経年比較表について、今年度の2回目の調査の解消件数は、3か月経過した今月から来月にかけて、追跡調査の結果から解消となる事案がでてくると考えていて、現在のところ、まだ解消に至っていない事案が多くある状況である。

学年別の認知件数のグラフについて、認知件数は、小学校1年生、2年生、3年生までが多く、学年が上がるにつれて徐々に減少する傾向にあり、この傾向は5年間変化がない。

第1回調査の未解消について、小学校では、嫌なことをされたり言われたりする都度に指導し解決するものの指導を継続している。

また、中学校では、14件の未解消があったが、それらの行為は全てなくなっている。

第2回調査の認知された児童生徒については、指導や見守り、支援をするとともに、解消しているかどうかの追跡調査を2月以降に各学校で行い、状況を確認することとなっている。

いじめの様態について、小中学校とも、①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。②仲間はずれ、集団による無視をされる。③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。が多い傾向である。

⑨その他については、①、②、③と似た内容になっている。

例えば、笑われる、にらまれる、嫌な顔をされる等といったものである。

いじめの対応については、小中学校とも件数の傾向に変化はない。

意識して状況をつかめるように、日頃からの喧嘩やふざけ合いであっても、児童生徒の様子を教職員間で情報交換することを検討している。

各学校はいじめ調査と個別の聞き取りを活用して、状況確認やいじめ事象対応方針について話し合い、早期発見、早期解決に努めている。

【質疑等】

委員

未解消からの追跡調査は、具体的にどのような調査をするのか。

事務局	<p>第2回調査の未解消については、再度、経過がどうなったかの聞き取りを行う。</p> <p>聞き取りでは、「行為が止まず、嫌な思いをしている」「行為は止んでいるが、嫌な思いをしている」「嫌な思いはないが、行為が止んでいる期間が3か月に達していない」「3か月以上いじめの行為がなく被害児童の嫌な思いもない状態」の4区分で児童生徒から聞き、現状を判断する。</p>
委員	<p>加害者へのケアはどうしているか。</p>
事務局	<p>発覚時点で加害者へ指導を行い、理由を尋ね、わだかまりを解消できるよう指導をしている。</p> <p>加害者と被害者がお互いに嫌な思いを相手にさせた場合もあるので、その場合は、両方を指導し、一方的な場合は、保護者を呼び学校で指導する場合もある。</p>
委員	<p>経過期間は、発覚してから少なくとも3か月間はあることになるが、聞き取りは、どれほどの頻度で行うのか。</p>
事務局	<p>いじめの行為と思われる事象が発生するごとに聞き取りと指導を行っている。</p> <p>繰り返す子、繰り返される子がいるので、その都度で指導して謝ませたり、相手が嫌がることをしないと約束をさせたりする。</p> <p>それでも、再度やってしまうということであるならば、何回も指導する。</p> <p>また、いじめの行為が起こっていることは明確であるが、いつ事象が発生しているのか確認できないものについては、重大なものであることが多く、そのような場合は、経過を観察するだけでなく、時期をみて指導などの対応を行う。</p>
教育長	<p>次に、議案第1号「向日市議会平成30年第1回定例会の議決を経るべき議案に対する意見について」を上程する。</p> <p>この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>全員挙手により秘密会とする。</p> <p>(以下秘密会)</p>
教育長	<p>議案第1号「向日市議会平成30年第1回定例会の議決を経るべき議</p>

教育長	案に対する意見について」の採決を行う。 (全員挙手) 議案第1号は承認された。 秘密会を解く。 (以上秘密会)
教育長	閉会宣言

平成30年度 向日市の教育について

平成30年2月13日

学 校 教 育 課

生 涯 学 習 課

市として重点的に取り組みたい事項等について追加、修正した「平成30年度向日市の教育」（新旧対照表）を別紙のとおり報告します。

（参考としているもの）

- ① 教育に関わって国や府の改正法や条例等を踏まえた施策の動向
- ② 本市の「ふるさと向日市創生計画」、「向日市教育大綱」
- ③ 京都府の「教育振興プラン」及び現在策定中の「学校教育の重点」、「社会教育を推進するために」
- ④ 学校等の意見

平成30年度「向日市の教育」(案)

平成29年度		平成30年度		改訂理由
		特に配慮すべき事項	特に配慮すべき事項	
<p>新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進</p> <p>今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。</p> <p>本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。</p> <p>向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。</p> <p>一人一人の自立</p> <p>主体的に学び、考え、行動する力を培う</p> <p>一人一人が、自分は家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。</p> <p>共生する地域</p> <p>日頃から顔の見える人間関係を育てる</p> <p>家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。</p> <p>人権が尊重される社会</p> <p>人権という文化を生活の中に根付かせる</p> <p>一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。</p> <p>向日市の特色を生かした教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成） ●本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実） ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実） ●身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進） ●学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進） 				

学校教育 指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえて特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸長し、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

生きる力

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

健康や体力

たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

平成29年度	特に配慮すべき事項	平成30年度	特に配慮すべき事項	改訂理由
<p>■学力の向上と個性を伸ばす教育の推進</p> <p>基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。</p> <p>1 学習指導の充実</p> <p>(1) 本市教育委員会指定研究校制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な研究成果の普及</p> <p>(2) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実</p> <p>(3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着</p> <p>(4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成</p> <p>(5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立</p> <p>(6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実</p> <p>(7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実</p> <p>(8) グローバル化に対応できる人材の育成</p> <p>(9) 本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進</p> <p>2 特別支援教育の充実</p> <p>(1) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実</p> <p>(2) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用</p> <p>(3) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発</p>	<p>(3) ・「中1振り返り集中学習」「中2学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用</p> <p>・音読や古典に関する学習活動を重視</p> <p>・地域人材やボランティア等を活用した補充学習の充実</p> <p>(4) ・算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視</p> <p>・目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視</p> <p>(6) ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用</p> <p>・地域人材の活用</p> <p>・市内各施設・史跡等の活用</p> <p>(7) ・学校図書館支援員の活用</p> <p>・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携</p> <p>(8) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用</p> <p>・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進</p> <p>(1) ・授業のユニバーサルデザイン化</p> <p>・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用</p> <p>(2) ・コーディネーター連絡会議の充実</p> <p>※授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり</p>	<p>(1) 新学習指導要領移行措置の確実な実施</p> <p>(1) (2)</p> <p>(2) (3) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実</p> <p>(3) (4)</p> <p>(4) (5)</p> <p>(5) (6)</p> <p>(6) (7)</p> <p>(7) (8)</p> <p>(8) (9)</p> <p>(9) (10)</p>	<p>(4)算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視</p> <p>・目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視</p>	<p>○H30からの移行期間に伴い小項目として新規追加</p> <p>○文言修正</p> <p>○すべての教科等において重視していく内容であり削除</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p>

<p>3 キャリア教育の充実</p> <p>(1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進</p> <p>(2) 主体的な進路選択と希望進路の実現のための進路指導の充実</p>	<p>(1) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実</p>			
<p>4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実</p> <p>(1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成</p> <p>(2) ICT機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成</p> <p>(3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実</p>	<p>(1) ・新聞の活用</p> <p>(2) ・デジタル教科書の効果的な活用 ・情報モラル教育の充実</p> <p>(3) ・地域や関係機関との連携</p>			
<p>5 校種間連携の強化</p> <p>(1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実</p> <p>(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化</p> <p>(3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実</p>	<p>(1) ・小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実</p> <p>(2) ・保幼小指導者による合同研修会の実施</p>	<p>(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化</p>	<p>(1) ・小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実</p> <p>(2) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同研修会の実施の研究機会の充実</p>	<p>○各中学校ブロックにおいて、合同研修会が通常に実施されるようになったことから削除</p> <p>○新学習指導要領や新幼稚園教育要領等を踏まえ、内容を修正</p>

平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>■ 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進</p> <p>学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。</p> <p>1 道徳教育の充実</p> <p>(1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実</p> <p>(2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切に作る心などをはぐくむ授業の充実</p> <p>(3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実</p> <p>(4) 家庭、地域社会と一体となった道徳実践の環境づくり</p> <p>2 人権教育の推進</p> <p>(1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進</p> <p>(2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実</p> <p>(3) 公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発</p>	<p>(2) ・ 『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用</p> <p>・ 小中学校道徳実践交流会の充実</p> <p>(4) ・ あいさつ運動の推進</p>			

3 生徒指導の充実

(1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実

(2) 児童生徒の規範意識の醸成

(3) 異年齢交流活動など「自己有用感」を育てる取組の充実

4 芸術・文化活動の充実

(1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実

(2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施

(2) ・ 非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
・ 「法やルールに関する教育」の推進

(1) (2)
・ 専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
・ 子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>■ 健やかな身体の育成と体力の向上</p> <p>明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。</p> <p>1 体力・運動能力の向上</p> <p>(1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実</p> <p>(2) 中学校部活動の活性化</p> <p>(3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成</p> <p>2 健やかな身体の育成</p> <p>(1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実</p> <p>(2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実</p> <p>(3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実</p> <p>(4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実</p> <p>3 食育の推進</p> <p>(1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進</p> <p>(2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成</p>	<p>(1) ・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用</p> <p>(2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用</p> <p>(1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進</p> <p>(2) ・「生命のがん教育授業」の活用</p> <p>(1)(2) ・栄養教諭・栄養士による授業</p>			

平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>■ 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり</p> <p>保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。</p> <p>1 開かれた学校づくりの推進</p> <p>(1) 家庭・地域社会への積極的な情報発信</p> <p>(2) 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進</p> <p>(3) あいさつが交わされるまちづくりの推進</p> <p>2 学校改善に生かす学校評価の充実</p> <p>(1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信</p> <p>(2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立</p> <p>■ 教職員の資質能力の向上</p> <p>京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。</p> <p>1 教職員研修の充実</p> <p>(1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実</p> <p>(2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実</p> <p>(3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実</p> <p>(4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善</p> <p>2 教職員評価の実施</p> <p>(1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上</p>	<p>(2) ・学校支援地域本部事業の活用</p> <p>・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用</p> <p>(3) ・あいさつ運動の推進</p> <p>(1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信</p> <p>(1) (3)</p> <p>・子ども未来づくり支援事業の効果的な活用</p> <p>・向日市教職員研修会の実施</p> <p>(4) ・コンプライアンスハンドブックを活用した研修の充実</p>	<p>(2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実</p> <p>(3) (2)</p> <p>(4) (3)</p>	<p>(1) (2) (2)</p> <p>○文言の修正</p> <p>○P4 5校種間連携の教科の項目と重複するため削除</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p>	

平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>■ 安心・安全な教育環境の充実</p> <p>児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。</p> <p>1 学校における安心・安全の確保</p> <p>(1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実 ◇</p> <p>(2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない組織的な指導の徹底</p> <p>(3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実</p> <p>(4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底</p> <p>(5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底</p> <p>(6) PTA、地域社会との連携、登下校など内外の安全確保の徹底</p>	<p>(1)・教育相談事業等の効果的な活用 巡回・来所・電話相談 適応指導教室 スクールソーシャルワーカー 心の相談サポーター スクールカウンセラー まなび・生活アドバイザー 心の居場所サポーター</p> <p>(2)・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握 ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進</p> <p>(4)・自転車運転免許教室の実施</p> <p>(5)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施</p>			

平成30年度 社会教育指導の重点（案）

平成29年度		平成30年度		改訂理由
<p>社会教育 指導の重点</p> <p>社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。</p> <p>さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。</p>		特に配慮すべき事項	特に配慮すべき事項	
生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実 			
家庭・地域社会の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上 			
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 人権教育の推進 			
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ活動の推進 			
歴史・文化資源の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護と活用 			

平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>■生涯学習環境の充実</p> <p>市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。</p> <p>1 生涯学習の振興</p> <p>(1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援</p> <p>(2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成</p> <p>(3) 社会教育関係団体との連携・協力</p> <p>(4) ボランティア活動を推進する機運の醸成</p> <p>(5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働</p> <p>2 社会教育施設における学習機会の充実</p> <p>(1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発</p> <p>(2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進</p> <p>(3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実</p> <p>〈公民館〉 ◇現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成</p>		<p>(1)・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供</p> <p>(3)・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり</p>		

平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>〈図書館〉</p> <p>◇多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実</p> <p>〈文化資料館〉</p> <p>◇向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用</p> <p>〈天文館〉</p> <p>◇プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実</p> <p>■家庭・地域社会の教育力の向上</p> <p>家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、<u>学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め</u>、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。</p> <p>1 家庭の教育力の向上</p> <p>(1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実</p> <p>(2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進</p> <p>(3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援</p> <p>(4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実</p>		<p>■家庭・地域社会の教育力の向上</p> <p>家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。<u>また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し</u>、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。</p>		<p>文言修正「よりよい社会を創るという目標を共有した上で」「協働」を追加</p>

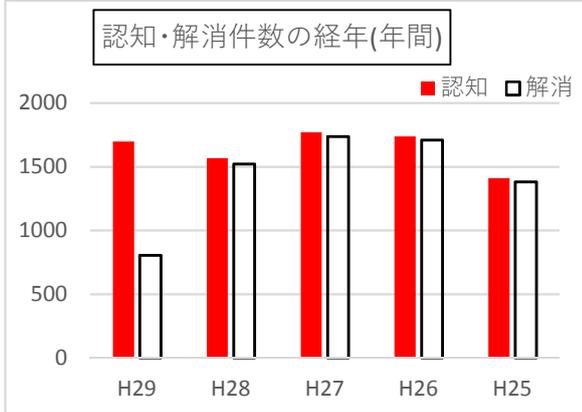
平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>2 地域社会の教育力の向上</p> <p>(1) 「地域で支える学校教育推進事業 <u>(学校支援地域本部事業)</u>」の拡充</p> <p>(2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実</p> <p>(3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成</p> <p>(4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進</p> <p>(5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実</p> <p>■人権教育・啓発の推進</p> <p>市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。</p> <p>1 人権教育の推進</p> <p>(1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実</p> <p>(2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進</p>	<p>(4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進</p> <p>(1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実</p> <p>・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進</p> <p>・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実</p>	<p>2 地域社会の教育力の向上</p> <p>(1) 「地域で支える学校教育推進事業 <u>(地域学校協働活動)</u>」の拡充</p>		<p>文言修正「学校支援地域本部事業」を「地域学校協働活動」に変更</p>

平成29年度		平成30年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
<p>■スポーツの振興</p> <p>市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。</p> <p>1 スポーツ活動の推進</p> <p>(1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進</p> <p>(2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進</p> <p>(3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実</p> <p>■歴史・文化資源の整備と活用</p> <p>文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。</p> <p>1 文化財の保護と活用</p> <p>(1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進</p>				
	<p>(1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実</p> <p>(2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進</p>			

1 認知、未解消、解消の件数

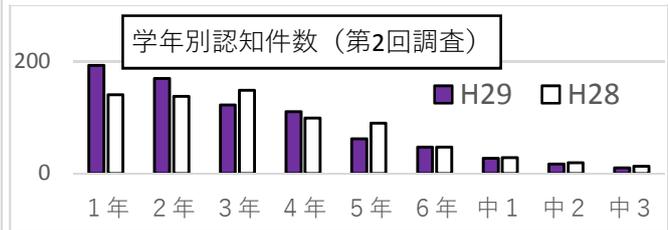
小学校:人 3074 中学校:人 1484

	年間合計		第1回調査				第2回調査			
	小中学校		小学校		中学校		小学校		中学校	
	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28
認知件数	1698	1566	871	770	66	72	707	664	54	60
未解消件数	741	45	5	13	14	14	669	7	53	11
解消件数	806	1521	715	757	52	58	38	657	1	49



H29調査から調査方法を改訂

※「解消」行為が無く、心身の苦痛を受けていない状況が3カ月継続していること。



- ・第1回調査の未解消について、小学校では、嫌なことをされたり言われたりされる都度に指導し解決をするものの指導を継続しており、中学校では、行為はなくなっている。
- ・第2回調査の認知された事象については、指導や見守り支援をするとともに、解消しているかどうかの「追跡調査」を2月以降に各学校で行い状況を確認する。

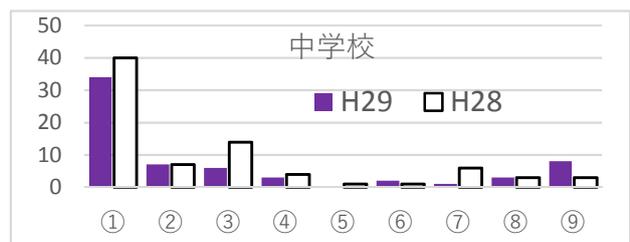
2 いじめの態様

(第2回調査)

	小学校		中学校	
	H29	H28	H29	H28
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	438	372	34	40
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	163	146	7	7
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	204	159	6	14
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	164	104	3	4
⑤ 金品をたかられる。	26	22	0	1
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	59	40	2	1
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	99	73	1	6
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	8	4	3	3
⑨ その他	95	77	8	3



調査改訂による「いじめの態様」の変更なし



- ・いじめの態様については、小中学校とも件数の傾向に変化はなく、けんかやふざけ合いであっても、日頃から意識して、状況をつかめるように、児童生徒の様子を教職員間で情報交換をすることを大切にしている。
- ・各学校は、いじめ調査と個別の聞き取りを活用し、状況確認やいじめ事象の対応方針について、教職員で共有し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努めている。